

議案第33号関連資料

明石市立あかしユニバーサル歯科診療所に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
所在地 明石市鷹匠町1番33号

2 指定管理者となる団体の概要

団体名	一般社団法人 明石市歯科医師会
所在地	明石市大久保町八木743番地の33
設立	昭和30年4月1日 (平成3年法人格を取得、平成25年一般社団法人へ移行)
主な事業実績	平成3年4月より 明石市立心身障害者等歯科診療所の運営 平成15年4月より 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の運営を受託 平成18年4月より 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の指定管理者の指定を受ける

3 指定期間

令和2年6月1日から令和7年3月31日まで(4年10カ月間)

4 指定管理者が行う業務

- (1) 一般の歯科診療所での治療が困難な者への歯科診療並びに休日における応急の歯科診療等に関する事。
- (2) 施設の利用及びその制限に関する事。
- (3) 使用料等の徴収等に関する事。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事。

5 その他

障害者や認知症・有病高齢者等の患者の受け皿となる、誰にもやさしい歯科診療を提供していくとともに、すべての市民が生涯にわたって歯と口腔衛生の健康を保持、増進できるよう、その拠点施設と位置づけ、関係機関との役割分担のもと連携して市民の歯を守るネットワークを構築し、本市のユニバーサルのまちづくりの一翼を担います。